#### 令和2年度第1回浦安市自立支援協議会 議事録

#### ○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。 (例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

#### ○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

- 1. 開催日時 令和2年7月2日(木) 15:00~16:30
- 2. 開催場所 文化会館大会議室
- 3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、浦安手をつなぐ親の会(副会長)

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、NPO法人フレンズ 社会福祉法人なゆた、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも 社会福祉法人サンワーク、NPO法人タオ、NPO法人千楽、社会福祉法人佑啓会 介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド、浦安市社会福祉協議会 福祉部(部長)、こども発達センター、教育研究センター

#### 4. 議題

- (1) 令和2年度自立支援協議会のスケジュールについて
- (2) 部会活動報告について
- (3) 東野地区複合福祉施設について
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策について

#### 5. 資料

議題(1)資料 令和2年度自立支援協議会のスケジュールについて

議題(2)資料 部会活動報告

議題(3)資料 東野地区複合福祉施設について

議題(3)参考資料 東野地区複合福祉施設(東野パティオ)各事業の事業開始等に係るスケジュール

/東野地区複合福祉施設(東野パティオ)における各福祉サービスのご利用について

議題(4)資料 新型コロナウイルス感染症対策について

#### 6. 議事

事務局:ただいまより、浦安市自立支援協議会を開催します。

自立支援協議会は、令和元年4月1日から令和3年3月31日を任期としており、本年は2年目の 第1回目となります。

当初は、5月に第1回目の協議会を開催する予定となっておりましたが、新型コロナウイルス感染 症防止のため、中止とさせていただきました。本日は、令和2年度の第1回目の協議会となりますが、 今年度は本日を含め、全6回の開催を予定しております。

それでは、協議会を開催する前に、進め方について確認させていただきます。

自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願いいたします。

なお、議事録には、発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほどよろしくお願い いたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくださるよう、お願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いたします。

また、議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は挙手いただき、会長の「〇〇委員、お願いします」の発言の後に団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。 それでは、今後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長:皆さん、計画策定に引き続きご苦労さまです。

始めてまいりたいと思います。

本日の議題は4件ございます。

まず、議題1令和2年度自立支援協議会のスケジュールについて、事務局より説明お願いします。 事務局:議題1今年度の自立支援協議会のスケジュールについて説明します。

お配りした資料「令和2年度自立支援協議会のスケジュールについて」をご覧ください。

今年度は、自立支援協議会は計画策定委員会と同日に開催します。本日、本会をスタートして、来週の月曜日からこども部会、権利擁護部会、相談支援部会、少し飛びまして、9月に地域生活支援部会、11月に本人部会、それぞれ第1回を開催していく予定になっております。

開催の回数について、自立支援協議会は、昨年度決定したとおりですが、今、年6回で設定をしていますが、うち2回については、必要に応じて開催するとしておりまして、開催予定日の1か月前までには開催の有無をお知らせしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そのほかの部会に関して、新型コロナウイルスの影響で5月の開催がずれ込んでしまった関係で、今年度は全3回、本人部会に関しては全2回の開催となる予定になっています。

また、毎年9月頃に行っていた第1回の合同部会は、実施しないこととして、第1回は2月の予定に

なっております。

会場については、今後、新型コロナウイルスの対応の関係等で、スケジュールに記載された場所から 変わる可能性がございますので、通知などでご確認をいただけたらと思います。

事務局からは以上になります。

会長:スケジュールですが、よろしいでしょうか。何かご意見、ご質問ありますか。

では、進めたいと思います。

議題2部会活動報告について、各部会のリーダーまたはサブリーダーからご報告をお願いします。 報告については、何についてどのような議論があったのか、その結果どのような結論に至ったのか、 継続審議で単なる報告なのか、意見が聞きたいのかなど、意識してご報告いただければと思います。

まず、権利擁護部会についてご報告をお願いします。

NPO法人タオ:権利擁護部会、サブリーダーのNPO法人タオと申します。よろしくお願いします。

令和2年1月30日木曜日の第4回の部会報告をさせていただきます。

報告事項1、議題第4回自立支援協議会の協議内容の報告をしました。協議会の議事について事務局より報告。権利擁護部会からは福祉体験教室の減少について、本会にて審議事項とし、こども部会で議論いただくこととなった旨説明しました。審議は特にありません。審議終了です。

②議題 第3回権利擁護部会の振り返り。前回議題(権利擁護センター上半期実績報告、福祉体験教室の報告、作業部会「若年世代に向けた障がいがある方への理解促進のための啓発活動」)について振り返りました。質疑は特にありません。審議終了です。

③議題「第5回障がいのある人もない人も!かがやくまちうらやす」実績報告。協議内容は、令和元年11月2日土曜日に開催したイベントの実施結果と障がい者週間中の取組について報告しました。特に質疑はありません。審議終了です。

④議題 成年後見制度とうらやす成年後見支援センターの取組について。協議内容、成年後見支援センターより制度概要と取組について紹介。その後、障がいのある方が成年後見制度を利用する際に課題となることや後見人との関わり方、将来利用を検討する上で不安に感じていることなど、委員それぞれの立場から意見交換を行いました。

主な意見として、「一旦始まるとやめられない」という制度は欠陥があるのではないか、成年後見制度を利用されている方は、本人の意思決定を支援する機能が働く。また、これまで財産管理の面ばかり強調されていて利用のメリットが分からない、各事業所が一次窓口になり後見センターにつなぐことができればよりよいなどということが挙がりました。

また、成年後見支援センターより、身近にいる支援者に相談すれば後見支援センターにつながるという連携が今も構築されているし、今後、関係者への研修等を通して強化していく予定ですという説明がありました。こちらは審議終了です。

⑤議題 その他で、こちらは4つありまして、①、②は本会の審議事項として取り上げていただきたいということで、お話をします。

①傍聴について、作業部会で架空事例の場合でも一律に非公開の扱いは妥当かという意見がありました。架空事例でやっているのに傍聴できないというのは違うのではないかと思い、疑問を感じる。傍聴人を退席させる、させないの線引きを見直したらどうかという意見が挙がりました。

②議事要旨についてです。今年度から各部会は全文議事録ではなく議事要旨、議事報告の形式になっており、各委員が確認する機会がない。リーダー、サブリーダーの確認を経ているとはいえ、発言内容を確認できないことに納得感が得にくいという意見がありました。しっかり本会に伝わっているのか不安であるということでした。

③、④は報告事項で、③国がキャッシュレスを推進しているが、障がい特性上、キャッシュで払うしか方法がない人がいることに目が行き届く社会にしてほしい。④第3回権利擁護部会で福祉体験教室での車椅子、白杖体験の減少について議論したが、こども部会で教育委員会に確認したところ、パラスポーツ体験や高齢者体験など20団体以上が小学校の福祉体験教室に参加していることが分かったことを報告しました。

以上です。

会長:ありがとうございました。

審議事項がありましたが、その中でも④に関して、これは審議というよりかは報告ですか。

NPO法人タオ:こちらは報告です。④は報告。①、②が審議事項。

会長:①と②が審議事項ということですか。

NPO法人タオ:はい。

会長:③はご意見ということですか。

NPO法人タオ:はい。

会長:ただ、④に関しては、20団体以上が参加していることが分かったんですが、だから十分だということなんですか、それとも不十分ということなんですか。すみません、教えてください。

NPO法人タオ:十分……。

会長:20団体以上が参加していることが分かったので、よかった、安心したということなのか、20しかないので、もっと頑張らなきゃいけないということなのか、教えてください。

NPO法人タオ:こちらの障がい福祉の体験教室について、やり方としてもう少し時間を短くするとか、回数が増やせたらいいなと思うという報告。

会長:もっと回数は増やしたい、そういうことですか。

NPO法人タオ:そうです、はい。

会長:分かりました。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、どうぞ。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ:教育を受ける側の学校側、それから教育委員会、それから生徒さん、 児童さん、色々と考えてやっていくしかないんじゃないかと思うんですけれども、増やしたいか増やし たくないかということじゃなく、内容を考えながらやるのが教育委員会、それから学校じゃないかと思 うんで、私、あまり率先して障がいがやるというのは、ちょっと生徒の負担が大き過ぎるような気がするんです。感想を述べさせてください。

会長:はい、分かりました。

学校教育の中でどうそういった場を持っていくか、まさに教育の話でもあろうかとは思うんですが、 双方で負担ということもあるので、十分留意いただきたいというご意見と承りました。

①、②についてですが、②に関しては事務局、案があるということで。お願いします。

事務局: ①についても、補足で説明させていただければと思うんですが、まず、傍聴について、作業部会で架空事例の場合であっても、非公開にするのはどうかというご意見をいただきました。実情として、作業部会で架空事例であっても、実際のケース対応の話が出るということが、結構多いです。これは架空事例ですが、実は今こういう事例で動いていますといった話が出ることが多いので、架空事例であっても非公開の扱いとするのが妥当ではないかとは考えています。

ただ、本件について、部会の委員さんが他の部会を傍聴したいというところから始まった話でもありますので、他の部会との連携を図る意味において、部会の委員であれば傍聴ができるというふうに変えてもいいのではないかと考えております。

続いてもう一個、議事要旨の確認の方法ということで、ご意見をいただいていまして、こちらも今まではリーダー、サブリーダーに議事要旨について確認していただき、公開という形をしておりましたが、これからは、確認の際に、委員全員の方に確認を求めるという形で変更してやっていきたいと思っています。こちらも公開についてスピーディーに対応したいということで、昨年度、各部会の議事要旨については、リーダー、サブリーダーに確認していただいて、公開という形をとったところですが、各委員にもご確認いただいて、公開するという形に変更するのはどうかと考えています。

以上です。

会長:②に関しては、議事要旨とはいえ、全員確認していただきましょうというところで、私も先ほどご意見申し上げたところです。そういった形にしていくということですので、ご理解いただければと思います。①に関しては、事例を扱う前に、先ほどの話にもあったように、架空事例とはいえ、架空事例も実際の実事例をベースにしているケースもありましょうし、また、その事例を扱う場合に、自分の持っている事例を話すことも考えられるということから、基本的には非公開でいいのかなと私も思います。

でも、確実にこの架空事例で誰の事例でもなくて、それしか話さないということが前もって分かっているような場合というのがあれば、公開してもいいのかもしれないですが、そちらのほうがむしろ例外的な扱いにあるのかなと思っております。

皆さん方、これに関して何かご意見、ご質問あればお願いします。

今、私が申し上げたようなところでよろしいですか。

ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにご意見、ご質問あればお願いします。よろしいですか。

事務局は、今の提案について進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次がこども部会ですか。よろしくお願いいたします。

教育研究センター:こんにちは。教育研究センターです。今年度もよろしくお願いいたします。

こども部会のお話しをする前に、学校関係である教育研究センターの所長として、このコロナ禍の中、 学校が休業となりました。その間、子どもの居場所や保護者の方の相談者として、ここにいらっしゃる 様々な福祉関係の方々のご協力があって、子どもたち、また無事に学校に戻ることができております。 初めにお礼を述べさせていただきます。

それでは、第4回こども部会について報告いたします。内容においては、全て報告事項となっています。

初めに、第4回自立支援協議会の協議内容の報告。

第3回権利擁護部会から上げられました福祉体験教室の申込み数の減少についてですが、事務局が教育委員会に学校での取組み状況を確認してもらい、先ほどもお話にありましたが、実際に福祉体験教室の申込みの数は減ってはいますが、学校では福祉に関する学習としては高齢者の分野や、オリパラ教育を取り入れ、これまでとはまた違った視点から福祉教育に取り組んでいたという報告がありました。学校としては、子どもたちにとっても、共生社会の実現に向けても、福祉教育はとても大切だと捉えております。先ほどお話にもありましたが、確かに教育活動全体の時間を見て調整をしながらですが、重要な学習と捉えて取り組んでいるとの報告でした。

続きまして、2番目、第3回こども部会の振り返りと今後の事例検証の展開についてです。 事例検証についての振り返りを行い、特に質問等はありませんでした。

また、作業部会として事例検証を行いました。障がい福祉サービスを利用していない自閉症スペクトラムのある小学校1年の児童の困り感と困難さを抱えた保護者の母親の支援について、グループに分かれて、それぞれの団体がどのような支援ができるかということについて関係図を描きながら、自分たちの立場でできる支援方法について協議しました。架空事例ではありますが、実際の支援に基づいた情報交換もできましたし、今後必要とされることなどへの考えや、様々な意見が述べられており、大変有効な時間だったと思います。

続きまして、令和元年度こども部会の振り返りと令和2年度のこども部会に向けてということですが、 事務局を中心に各委員の方から元年度の成果と課題として意見を収集した中で取りまとめを行いました。 具体的にはこども部会で協議した内容から得られたことや支援につながったことや新しい支援体制について、それから、部会中の場や現場で気づいた課題や解決策、また、来年のこども部会で協議したい内容についてです。これらの意見を令和2年度の部会に生かしていきたいという話となりました。

また、事例の支援方法をまとめたマッピングについても、引き続いて検討していければという話になっています。

最後です。その他ということで、委員の方から、架空の事例であるといいながらも、傍聴の可否を検 討し、事前に連絡してもらえないかという話がありました。事務局から、会議の公開については、議事 に合わせて決定しています。年内のスケジュールは大まかに決まってはいますが、その都度、子どもた ちの関わる内容も出てきたりしますので、公開にするか非公開にするかは、確認をしながらやっていき ますという話をしました。

以上です。

会長:ありがとうございました。

では、この件についてご意見、ご質問あればお願いいたします。

ちょっと私から。

架空事例でいろんな協議をされたときに、意見とか、今後必要な支援体制という話が出たと書いてあるんですが、もうちょっと具体的に教えていただけるとありがたいと。

教育研究センター:ありがとうございます。

例えば、子どもの事例についての中で、子どもの状況によって、例えば就学前の子どもの相談や、就 学後の場合、どちらに相談すればよいのかなどといったケースなども、お互い分かっていたようで分か っていなかったことがありました。ですので、こういったケースの場合は内容によってどこで相談が受 けられるとか、またどんな支援ができるのかなどの確認ができました。

あわせて、こども部会には学校関係の委員もおりますが、その委員からは、どのような相談機関があり、どのようなことをしてくれるのかということについてあまり知らなかった。学校現場の職員ももっと知りたいし、知らなければいけないという意見もありました。

以上です。

会長:ありがとうございます。

そのほか、ございますか。

なければ次へまいりたいと思います。

相談支援部会、よろしくお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも:相談支援部会の報告をさせていただきます、社会福祉法人パー ソナル・アシスタンスともです。

第4回相談支援部会は、令和2年2月6日に開催いたしました。トピックスは3つということで、お 手元の資料に沿ってご報告申し上げます。

まず1つ目、第4回自立支援協議会の協議内容とその報告を行っております。相談支援部会の委員との共有という目的で、この議題を取り上げました。第4回自立支援協議会の内容報告を行いまして、改めて本協議会から相談支援部会に期待されていることを委員の皆さんと共有しました。本協議会からは、相談支援部会は地域の課題の抽出が期待されているので、ケースワーク、事例検証をしていく上で、足りない社会資源等の地域課題の見える化にも取り組んでもらいたいという意見があったことを報告させていただきました。今年度の相談支援部会に生かしていくことをみんなで確認して、終了となっております。

そして、2つ目、第3回相談支援部会と作業部会の振り返りをまず行って、作業部会に入りました。 今年度、相談支援部会は、地域の関係機関の皆さんと初動対応の連携チャートを共有するべく、事例集 の作成、完成に向けて動くわけですが、議論する内容の整理をいま一度行いました。

その中で、今まで昨年度相談支援部会で取り上げた連携チャートのサンプル事例の中に、児童の相談を含めておりませんでしたので、委員から児童の相談に対する初期対応のケースも追加してほしいという依頼がありましたので、さっそく今年度の1回目の相談支援部会で対応したいと思っております。

地域課題については、次回の今年度の1回目の相談支援部会でも振り返りを兼ねて取り組む予定になっておりますので、この第4回相談支援部会の時点におきましては、次年度早々に議論しようということを確認して、継続審議で終了しております。

事例集を作る上での素材ということで、事例検証を継続して昨年度は行ったわけですが、第4回相談支援部会では、2つの事例を取り上げております。この事例集では、複合的なケース、要援護の状態にある方たちが複数いらっしゃる世帯のケースを多く取り上げたわけですが、事例集であれば、もう少し支援がシンプルな事例もあったほうがいいだろうということで、第4回相談支援部会では、18歳の知的障がいのある娘さんのお父さんから高校卒業後の生活についての相談事例を取り上げてみました。いつもどおりですが、関係機関の連携だとか支援をする上での着眼点をみんなで確認し、これらの作業部会で行った事例検証の結果を事例集に反映させていくことを確認して、事例集の作成に向けて継続的に動いていこうということで、継続審議ということになっております。

以上です。

会長:ありがとうございました。

では、ご意見、ご質問あればお願いいたします。

先ほど計画策定委員会の際にも申し上げたんですが、災害時要支援者には、予防的な支援が必要ということで、これの、例えばどこにどんな人がいて、サービスにつながっていなくて、引きこもっているとかというようなことを発見して、予防的な支援をしていくというのは、たしか一般の計画相談というのはなかなかできないところでもあって、市と連携して、そこは要支援者名簿もあるでしょうから、そういったところでハイリスク家庭というのを早めにキャッチをしておくということも必要なのかなと、これこそ基幹相談支援センターの話になってしまうんですけれども、ただ、地域課題という面でいうと、そういったところが実はもう一つ出てくるところなのかなと。

地域課題について支援と、今年度の早々に議論ということですので、非常に期待しているんですが、 地域課題の話が出たので、ここで申し上げますと、今、こども部会とか相談支援部会という区切りでや っている、で、恐らく地域生活支援部会からは、範囲が広過ぎるという話も今後出るんだと思うんです が、本来は、地域課題ごとに部会をつくらなきゃいけないんだろうと思うんです。そうしないと、結局 縦割りの部会で、横のつながりがないまま、地域課題が解決されないままになってしまいがちなのかな という気がしております。

今すぐ体制どうこうという話ではないですが、先ほど、他の部会に参加していいのか、悪いのかということだって、私としても、積極的に参加していただきたいと思います。それが横のつながりを生むわけですから、少なくともリーダー、サブリーダーはこの横のつながりを持って、関係する話題が出たと

きは部会に実際に行くだとか、行けなくても後で電話、メール等でやり取りするとか、そういう横のつながり、今後必要になってくるのかなと思っております。リーダー、サブリーダーの方々、また負担を増やしてしまって恐縮ですが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。次、いきます。

地域生活支援部会、お願いします。

社会福祉法人なゆた:地域生活支援部会、第4回の報告をさせていただきます、社会福祉法人なゆたです。

日時が令和2年2月13日木曜日に行いました。

報告事項は、①第4回自立支援協議会の協議内容の報告。協議内容としては、協議会の議事について 事務局より報告がございました。委員の皆様からの質疑応答とかは、特にございませんでした。審議は 終了しております。

続きまして、第3回地域生活支援部会の振り返りを行いました。協議内容としては、前回議題についての振り返りを行いました。こちらも質疑等は特にございませんでした。審議は終了しております。

3つ目として、令和元年度地域生活支援部会の議論経過と令和2年度の議論の方向性について、皆さんからご意見をいただきました。こちらの協議内容として、委員の皆様からのご意見をたくさんいただいておりますが、まず、相談支援機能の強化が必要ではないか、利用者の特性を見極めた支援になっているか、地域資源の把握は適正になされているか、その次に、視覚障がいの委員の方から、同行援護の提供事業所やヘルパーが不足している、続きまして、地域生活支援拠点についてもっと集中的に協議するべきではないか、相談部門の委員も必要ではないか、ワーキンググループを作ってもよいのではないか、部会の中に相談支援事業所の委員がいらっしゃらないので、ご意見をいただいたときに協議することが難しいので、入っていただくのがいいのではないかとおっしゃっておりました。

最後に、地域生活支援部会の議論の範囲が多岐にわたり過ぎているということで、先ほど会長もおっしゃっていたように、部会の中で働くこと、暮らす場所であったり、また同行援護、移動の支援であったり、部会が4回、今年度は3回しかないところで、どこか集中的に取り組んでいかないと、話がまとまっていかないのではないかというところです。こちらは報告事項となります。

続きまして、4番目です。就労支援に関する福祉サービスマップ作成の進捗について、協議内容は、22の事業所から調査票の回答があり、3月中に冊子を完成する予定になっています。こちらはもう完成をしておりまして、浦安市のホームページにもアップされております。

冊子の名称候補の中から委員で決めた名前が、「浦安はたらく場福祉マップ」となっております。働くことに特化した内容のものを作ったらどうかというところから、こちらのマップを作って、障がいを持たれた方が見て、働きたいところを見ていただければということで作っております。

続きまして、5番目「(仮称) 東野地区複合福祉施設」の整備状況について、事務局から浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージや開所スケジュールについて説明がございました。委員の皆様からの主な意見としては、青少年発達サポートセンターの対象年齢を超えた当事者は相談対象になるのか、これには、発達障がいに特化した地域活動支援センター I 型で受けられると回答いただいております。

グループホーム入居者の選定は誰が行うのか、こちらは、市の職員、施設運営法人、グループホーム 支援ワーカーで行うという回答をいただいております。

グループホーム・短期入所の部屋はどのようなものか、こちらは、各ユニットの角部屋が特別室になっており、トイレも部屋内にあるということです。利用者の障がい種別は限定しないと回答をいただいておおります。

その他として、2月21日に開催する発達障がい講演会の周知がありました。

地域生活支援部会からの報告は以上となります。

会長:ありがとうございました。

ご意見、ご質問あればお願いします。

事務局どうぞ。

事務局:地域生活支援部会で出た意見について、補足説明させていただければと思います。相談部門の委員も必要ではないかということで、このときの趣旨が、令和2年度に委員の追加について提案があったものと私は理解したんですが、委員の構成については、原則2年に1回見直しをさせてもらっていたので、今年度から急に変更するというのは難しいという話はしました。しかし、議題や特定のテーマによって、他の部会の委員やオブザーバーの同席というのも可能になっています。つまり、テーマごとにオブザーバーの方とか他の部会の委員を呼ぶという形で進めていただければと思っております。

以上です。

会長:ありがとうございます。

そういった横断的な参加というのは、先ほども言いましたが、いい取組じゃないかなと思っています し、協議内容にも出ておりました地域生活支援拠点のワーキンググループですか、こちらも、ほかの市 もつくっているところもあります。拠点というものに焦点を当てたところで、何回も言うように、拠点 だけが頑張るんじゃなくて、ほかのところも協力しながらやっていくということが拠点なので、ぜひこ ういったところもやっていただければありがたいと思います。

あと、地域資源の把握が適正になされているかという、相談支援機能の強化のところで出されている ご意見があったのですが、情報の出し方というところもあって、出されているかもしれないですが、例 えば、グループホーム一つをとっても、どういった方がお住まいになれるグループホームなのか、車椅 子の方は大丈夫なのかとか、いろいろあるのだろうと思うんですが、就労系の事業所にしても、どういった方を中心に、どういうところが得意なのか、そういった情報も積極的に出さないと、把握も難しくなってくるのかなと、聞きながら思った次第です。

そういった、情報集約して市民にお知らせするというところも、どこまでできるか分かりませんが、 ご検討いただければなというところであります。

そのほか、ございますか。

続きまして、本人部会についてご報告お願いします。

事務局:本人部会に関しては、進行を事務局が務めることが部会内で決まっておりますので、私から報告させ

ていただきます。

第3回の本人部会は、1月21日に行われました。全て審議終了となっておりまして、議題1は、自立 支援協議会と他の部会の報告をさせていただきましたが、特に意見はありませんでした。

議題2で、第2回の本人部会の振り返りをしました。第2回では、先ほど計画策定委員会でも出させていただきましたが、障がい福祉に関するアンケート調査に関して、調査前だったので、サンプルの調査票に答えていただきまして、意見や感想を伺ったんですが、12月にアンケート調査票をお送りしましたので、実際に回答した際のご意見や感想を伺いました。

主な意見としては、特に回答に困ることはなかったが、ただ、2時間くらいかけて回答したとか、アンケートに年齢や手帳の有無を書くところがあったんですが、自分だと分かってしまうのではないかと不安に感じる方がいるのではないかという意見がありました。そのほかにも、全員がアンケートの内容を理解するのが難しいと感じた、あと、介護保険のアンケートとほぼ同時期になってしまいまして、中には、介護保険のアンケートと障がい福祉のアンケート、2つお願いする方が出てきてしまいまして、それが書くのが大変だったという意見が出てまいりました。

議題3について、2019年の困ったこと、うれしかったことについて、委員に地域課題や各委員の日頃 の悩みを共有していくために、このような議題を設定しました。

主な意見として、うれしかったことでは、体調を崩していたんだけれども、2019年はボランティアに参加して、それをやり遂げることができた、また、働いている方では、仕事でレベルアップができたこと、あとは、長時間座席に座っていられるようになったことで、ドライブができたことがうれしかったという話がありました。

困ったこととしては、車椅子の方で、雨の中、外出することを諦めたことがあったり、字を書いたり話すことが苦手な方で、人とのコミュニケーションがとりづらかったというお話がありました。また、働いている方では、一緒に働く方のほかの人の気持ちが読み取れずに困ってしまったことがあったと聞いております。

そのほか、手帳を持つようになって、いろいろな福祉のサービスや支援があるということを知ったけれども、そういったサービスや支援があるということを、一般の方にももっと周知したほうがよいのではないかとか、あとは、雨だと交通機関を利用する際に、運転手さんに、車椅子ということで、露骨に嫌な顔をされたという経験をした方もいらっしゃいました。

続きまして、議題4、災害時の備えについて、去年9月、10月と台風が発生したときを振り返りまして、情報交換など話合いを行いました。

委員の方は、9月、10月の台風のとき、家族と一緒にいて、特に問題なく過ごせたが、家族に頼れなくなったときが心配だという意見が多く出ておりました。あとは、特に対策をしていなかったという方も何人かいらっしゃいました。あとは、障がいに限らずですが、停電でエレベータや下水道が使えなくなったときが心配だというご意見も出ておりました。

議題5、その他として、第2回の合同部会開催のお知らせをして、今回、審議は終了となりました。

以上です。

会長:ありがとうございました。

ご意見、ご質問あればお願いします。

本人部会、1月21日ということで、コロナ感染拡大前の状況だったかと思うので、困ったことというのも、そういったところは出てきていないですが、今後は感染拡大、2次、3次となったときに、どういったところに困ったのかというのは聴き取っておいて、先回りして、準備できるものがあれば、しておいたほうがいいのかなとも思うので、追加でお聴きしたらどうかなと思います。多分、我々が想像できないようなところで困っている可能性があると思うので、お願いします。

そのほかございますか。

それでは、次の議題になります。

東野地区複合福祉施設について、事務局より説明をお願いします。

事務局:議題(3) 東野地区複合福祉施設について、ご説明をさせていただきます。

ご覧いただく資料は、見出しに「東野地区複合福祉施設について」ということで、右上に議題3資料と書いてあるもの、それから、東野地区複合福祉施設のスケジュールに関する資料になります。いずれも表裏両面になっていますので、ご確認いただければと思います。

まず、東野地区複合福祉施設については、これまでも自立支援協議会本会等含め、ご報告しているところです。改めてというところになりますが、施設概要として、市の福祉施策の要となる福祉ゾーンである東野地区において、その中核を担う施設です。障がいのある方が利用する事業所や子育て短期支援事業所、障がい者団体や地域住民団体が利用できる地域福祉センターなどを含めた複数の福祉的機能を集約した複合福祉施設となっています。

また、昨年度、東野複合福祉施設全体の愛称を募集して、決定したところです。既に広報やホームページでもご報告していますが、公募して、最終的な愛称を「東野パティオ」という名称で呼んでおります。この愛称の意味ですが、スペイン語でパティオは中庭という意味を持っておりまして、障がいのある人もない人も、地域の人たちが気軽に集うことができる場所になるようにという願い、思いが込められています。

参考までに、愛称決定までの経緯を資料に載せております。まず、昨年度の第4回の自立支援協議会において、愛称の募集方法などを説明して、決定しました。続いて、翌月、12月27日から年をまたいで1月末までの間に、広報、ホームページ、それからチラシや、先ほどご説明したアンケートでも愛称を募集して、総数498作品、ご意見を頂戴したところです。

今年の2月3日から21日までの間に、総数498件の中から、重複したものとか東野地区複合福祉施設のコンセプトに似合うもの、13の候補を事務局で選出させていただきました。また、3月5日から13日までの間に、自立支援協議会の委員の皆様にもご連絡させていただき、愛称候補に関する意見を頂戴したところです。そうした経緯で、最終的に3月18日に愛称が「東野パティオ」に決定し、公表したという流れになっております。

続いて、裏面をご覧ください。

こちらは、施設に導入する主な機能と、既に運営が始まっている事業所をご報告しております。

まず、東野地区複合施設「東野パティオ」全体は、通所棟と居住棟の2棟の建物からなる複合福祉施設になっております。現在、通所棟については、今年の5月1日から一部運営を開始しているところです。既に、建物4階建てのうち、4階のソーシャルサポートセンターが5月1日から運用を開始しております。また、昨日、6月1日から2階のふる里学舎浦安デイセンターにおきまして、生活介護の運用と就労継続支援B型の事業所がオープンしております。また、同じく6月1日から3階の発達障がい者等地域活動支援センター、こちら愛称「Mitte」という名前をつけられておりますが、こちらも6月1日から運営を開始しております。

なお、残すところですが、1階から4階には地域福祉センターの機能を有しておりますが、こちらは 来月の8月1日から、また、1階には身体障がい者福祉センターが現在の総合福祉センターから移って まいりますが、こちらは来月8月3日月曜日から運営の開始を予定しております。こちらの地域福祉センターと身体障がい者福祉センターが予定どおり8月から運営を開始することで、通所棟全体のフルオープンという形になります。

それから、下の段に居住棟が載っております。居住棟は現在も建設、整備中です。こちらは、障がい者のためのグループホームと、短期入所、それから放課後等デイサービスと子育て短期支援事業が主な機能になる3階建ての建物を現在整備中です。以前よりご説明しているとおり、運営開始日を今年の10月1日ということで、現在、進めているところです。

また、同じく緊急時の駆けつけ支援事業、こちらも居住棟のオープンに合わせた10月より運営を開始 する予定で準備を進めています。

また、それぞれの事業所のスケジュールについては、もう一枚の横の事業開始に係るスケジュールということで、両面刷りになっておりますが、こちらで詳しく事業開始が矢印で図式化されていますので、併せてご覧いただければと思います。

先ほど来、地域生活支援拠点のお話もございました。こちらの居住棟のオープンがそろいましたら、 東野パティオ、東野地区複合福祉施設全体がフルオープンという形になりますが、そちらに向けて、今 後、地域生活支援拠点の稼働に向けても、よりビジョンを深めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

会長:ありがとうございました。

ご意見、ご質問ございますか。

お願いします。

浦安手をつなぐ親の会: 東野パティオといっても、役所の中で完全にそれが通っていないんですね。昨日から 予約ができまして、昨日予約を3件入れて、今日手続きに行ったんですが、社会福祉課に行っても、違 いますよと言われたんです。役所って縦割りだなと思ったんですが、社会福祉課の中でもたくさんグル ープがある、テーブルごとに違っているみたいなので、それをこちらの外側は分からないわけです。せ めて社会福祉課の中できちっと共有していただきたいと思います。ものすごい時間がかかりました。

中の整備も、6月にちょっと下見をさせていただいて、上物はさすが浦安だという感じで、すごい建物が建っていましたが、まだ完全に整備ができていない、コロナとかいろいろな問題もあったんでしょうが、市民にとってそういうのは二の次だと思うんですね。だから、予約したのに、ここじゃありませんとか、そういうことは言わないでほしいなと思いました。

それと、印刷室とか細かいレイアウト、それが全然まだ決まっていない、品物も来ていないからどこに置くか分かんないということで、社協のほうで使っていいですかと言ったら、それは社協だ。結局切り離しちゃっているから、横のつながりもないわけです。社会福祉課が社協も面倒見ているといったら変ですが、通じていると思うんですね。だから、例えばここは社会福祉課、まだできていないから、社協でやってくださいとか、うまく横のつながりを持ってほしいなと思いました。

会長:よろしくお願いします。

事務局:承りました。

会長:ちょっと私から。

これは、福祉施設で先ほどの拠点の話とも連動するわけですが、去年の話、今後、議論を深めていき たいというお話もあったようですが、先ほど、ワーキンググループをつくったらどうかという話も出た ところですが、具体的に議論の深め方、どうやって深めていくのか、それをちょっとお伺いしたい。 お願いします。

事務局:連携をどのように深めていくか、その手段についてということであると思います。

そちらは、仕組みについて何か特別な話合いの場を設けるとかということを今考えても、もう間に合わないのかなと、実は思っていまして、もう出てきた事例を軸にして、例えば相談支援事業所の皆さんであるとか、あるいは地区担当のケースワーカー、あるいは基幹相談支援センター、また拠点の佑啓会さんにも入っていただきまして、まず一時的には、今回オープンしたこのパティオの中で受入れをしながら、その後、どういうふうに地域生活支援拠点の仕組みの中で受入れができるのかというのも、障がいをお持ちの方の特性に合わせて、待ったなしで検討を始めなければいけない、事例発生に対処するという、本当に対症療法的なことしかできないのかなとは思っております。

というのが、今回この7月になってからこういった会議もできるようになったんですが、それまでの間は、こういった話合いもできるような雰囲気でもなかったというのもありまして、事務局側では、出てきた事例に対処する形で、その仕組みをつくり上げていく、実例に基づいてその仕組みをつくり上げていくしかないかなと考えているのが、障がい事業課の課長としての私のイメージになります。

以上です。

会長:多機能拠点をつくった市は、地域の事業所との連携をどうするかというのは、課題になるんだろうなと思っていて、ややもすると、そこに押しつけて終わりというふうになりがちじゃないですか。そうならないようにしないといけないというのも、地域をどうつくっていくかというのも、3年前からずっと言い続けてきていたつもりですが、これについて、きちっと対応していかなきゃいけないと。でも、事務

局は、正直にもう間に合わないとおっしゃっていて、ただ、今後、そういった具体的な事例が出たときに、一ケースーケース積み上げていくというのも、やり方の一つだとは思います。そのときにどう連携、協力体制をとっていくかということをやっていくということなんだと理解しております。ぜひ事務所の皆様の協力のほどお願いしたいと思っております。

何かアドバイス。

事務局:本当に対症療法なところになってしまうんですが、事業所の協力を得るために、補助金、浦安市で出 しているものの中に、地域生活支援拠点の仕組みに参加してくれということを盛り込もうかなというこ とで、事務局で考えているところでもあります。

ですので、少なくとも市の補助金を受ける事業所、協力してくれということを、こちら側の意思として明記していきたいなと考えているところではあります。

会長:ぜひよろしくお願いします。

それでは、ほかにございますか。

どうぞ。

株式会社オリエンタルランド: 1点はお願いですが、自立支援協議会でも、この東野地区の東野パティオですか、話題なり情報提供がなされてきているところですが、一部5月1日あるいは6月1日よりオープンして、10月1日にはフルオープンを目指していくということで、今後、いろんな議論というか、拠点の話もございまして、一度現場視察というか、言葉は出てくるんですが、現場でどのような機能とか役割というものが、私自身の中では一致しないところもありますので、ぜひフルオープン前には現場を見させていただいて、ご説明いただければなと、そういう機会をいただきたいのが1点でございます。

もう一点は、東野パティオという名称に決定したということで、498作品から13の愛称に絞り込みを したと。この13について、自立支援協議会の委員の皆さんにも意見聴取をしたと。この13、東野パティ オ以外、参考までに、どんな候補があったのか、それから、最終的に市役所の公共施設の愛称というの は、どのように決定、誰が決めたのかを教えていただければと思います。

会長:ありがとうございます。

お願いします。

事務局:まず1点目、先ほどありました視察というか見学の件、スケジュールの中で、少し先の話になるんですが、第5回、年明けてしまいますが、1月に第5回の自立支援協議会と計画策定委員会が予定されていまして、そこの会場が、たまたまですが、パティオの地域福祉センターを利用してということで予定をしています。そこで見ていただけるのかなというのが1つと、あとは、フルオープンに合わせて、内覧会をできないか考えております。ただ、内覧会は地域の市民の皆様にもなるべく多く見ていただきたいということも含めて、恐らく土曜日であるとかそういった日に開催を考えております。

いずれにしても、協議会の委員の皆様にも、フルオープンに合わせて見ていただく機会がとれないかというところは、今後、検討していきたいと思います。

あと、愛称募集の件ですが、いただいた中で、13候補を絞らせていただきました。その中で、具体例

としては、例えば「やすらぎ」であるとか、あとは、既にもうある障がい者福祉センターの愛称の「きらりあ」と一緒がいいとか、いろんなご意見を、例としては頂戴しました。

最終的な決定の経緯の流れと決定ですが、最終的には市長の決裁を経て、東野パティオでよろしいか ということで決定したという流れになっております。

以上です。

- 会長:見学会、僕も参加したいと思いますが、多分市民も見たいと思うんですよね。そうなると、実際に見学会というよりは、中の様子を撮影してYouTubeにアップするとか、佑啓会さんの話になるのかもしれないですが、でも、それだけじゃないですよね。佑啓会管轄じゃない部分もありますね。なので、幅広くいろんな媒体を使って、市民の皆様にお知らせをいただくようなことも検討していただいたほうがいいのかなと思います。
- 浦安手をつなぐ親の会:ただ、今行っても、本当にがらんどうなんです。何にも入っていないので、会議室も 椅子とかテーブルは全然入っていない、ただ広く、間仕切りも閉めていなくて、こういう感じですとい う、なっているので、今行っても駄目だと思うんですね。
- 会長:グランドオープン後で、利用者さんの状況、どんな機能があるかというところも含めて、市民は知りたいということでしょうから、適切な時期にお願いをできればと思います。

よろしいでしょうか、この件は。

そのほか。

介護給付費等の支給に関する審査会。

介護給付費等の支給に関する審査会:質問があるんですが、この計画ができた当初、総合福祉施設の中に相談事業所が入るというようなお話が、あったと思うんですね。それで、私も勉強不足な、途中経過のところで、私自身がこられなくてここで見たときに、今日載せていただいた中で、この相談事業所に当たる部分というのはどこが担うのか、あるいは相談事業所というような相談業務は、ここの中でどのような形で、いわゆる事業所としては入らないわけですよね、独立した相談窓口としての事業所が入らない。だけれども、こういう拠点中で、相談窓口があるということは、すごく大事なことなんじゃないかなと思うんですが、その辺のところはどのようになっているんでしょうか。

会長:お願いします。

事務局:まず、相談支援拠点というところですが、通所棟に佑啓会さんのふる里学舎、それから発達障がい者等地域活動支援センターのMitte、ソーシャルサポートセンター、この3つは、いわゆる計画相談という形で、サービスをご利用になる方のプランニングを行います。

それ以外に、例えば発達障がい者の地域活動支援センターでは、基本相談、サービスにつなぐまでのよろず相談であるとか、本当に垣根を作らずにいろんな相談を受ける相談業務も行うという形になっております。

以上です。

会長:その相談機能は、どこが担うんですか。佑啓会さん。

事務局: それぞれの事業所さんが、例えば、ふる里学舎さんは佑啓会さんが。

会長:ああ、そう、一般相談、計画相談の中の基本相談の部分で、それをやるということですか。

事務局: そうですね。それぞれの計画相談はそれぞれの事業所さんが指定をとって行います。

浦安手をつなぐ親の会:全体としては、ないということですよね。

事務局: 東野地区複合福祉の相談窓口みたいな感じですか。

そうですね、施設全体の相談窓口というのは、予定はしていないんですが、拠点のというところでお話をさせていただく中では、基幹と一緒にというところがありますが、この中にトータルの相談窓口みたいのは、特には予定はしていないです。

会長: ということは、以前、自立支援協議会でも話題になった、拠点としての相談機能ってあるじゃないですか。地域のコーディネーションとか、緊急一時のときのコーディネートとか、そのことをおっしゃっていたんですよね、介護給付費等の支給に関する審査会。

介護給付費等の支給に関する審査会:そうです。

会長:そういうのは誰がやるんですかということで、基幹がという今の話。

事務局:そうです、はい。

会長:でも、基幹は今の場所からは動かないということで、離れた場所でやっていると、そういうことだそうです、取りあえずは。ちょっとこれも動かしてみてということですかね。

よろしくお願いします。

そのほかございますか。

それでは、最後、新型コロナウイルス感染症対策について、事務局よりお願いします。

事務局:ご説明させていただきます。

時間が少々過ぎて、申し訳ございません。

議題4の新型コロナウイルス感染症対策について、3月頃から浦安市においても、特に学校が休校になってから影響が出ております。

市内各事業所の運営の状況についてご報告させていただきます。

緊急事態宣言後、すぐの状況ですが、4月10日時点では、事業を継続している市内の事業所が147、 縮小に転じているという事業所が17、休止をしたという事業所が14事業所になりました。その後、5月 15日、若干落ち着いてきたときには、継続している事業所が139、縮小している事業所が28、休止に入 っている事業所が10で、事業自体を廃止したという事業所が1件ございました。

そのときに、事業所へアンケート調査を実施していまして、要望については、以下のとおりまとめさせていただいております。

具体的には、前年度と比較して、給付費がかなり影響が出たということで、減額した分の補塡をしてほしいというような意見が出ております。あと、皆さんもかなりご苦労されたと思うんですが、3月、4月頃に、マスク、アルコール等の消耗品等が不足したということがございまして、各事業所さんが供給してほしいというご意見をいただいております。

ただし、マスクについては、浦安市で取りまとめを行って、介護保険サービス事業所も含めて、福祉 サービス事業所さんには、随時配布を行ったという経緯がございます。

あと、次に、新型コロナによる影響から、昨年ベースも考慮した運営費の補助をしてほしいとか、人 件費とか家賃等の常時かかる費用についての助成を行ってほしいという意見が出たということです。

本来であれば、障がい当事者のご意見、先ほど、委員長がおっしゃったように、すごく大事で、入手 しなくちゃいけないものではあるんですが、この当時、事業者対応等でヒアリングができませんでした ので、会長がおっしゃったとおり、本人部会とか、それ以外の手法を通して、第二波、第三波に備える という意味で、意見を集約していきたいなと思っております。

最後、3番目として、浦安市の新型コロナウイルス対策に係る取組についてです。

こちらは、障がい者施策の部分だけになるんですが、1番目として、就労支援対策臨時給付金ということで、市単独の事業を立ち上げました。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、障がい福祉サービス事業所、例えば就労継続B型とか移行支援、生活介護事業所などが事業の縮小等を図ったために、そこを利用される利用者さんの工賃が減収したということもございましたので、そこの部分の工賃の一部を補助するというような事業を立ち上げております。

次、2番、日中一時支援事業所等受入れ体制補助金の創設ということで、国制度の活用を図りながら 実施する事業です。内容としては、市内の日中一時支援事業所や地域活動支援センターを運営する事業 者さんに対して、かかりました人件費とか報償費などの費用を補助するものです。

次、3番目、在宅障がい者等に関する安否確認等の支援事業補助金ということで、これも国の制度を活用しながら、各相談支援事業者に補助するものとなっております。具体的な内容としては、このコロナ禍において、障がいがある方がご自宅にいらっしゃる機会が増えるということもございますので、相談支援専門員がご自宅などに訪問した際のかかった経費、費用なんかを補助するものになっております。

次、4番目、日中一時支援事業所休業等に係る運営支援補助金の創設ということで、これは市単独補助になります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、特に緊急事態宣言後に市内の事業者さんが事業の縮小とか休業が進んだということもございました。そういう状況を鑑みて、そこにかかった運営費の一部を市単事業で補助するというものです。

最後、5番目、通所系サービス事業所休業等による報酬の臨時的取扱いということで、これは国の取扱いを活用したものになります。こちらは、通所事業所、障がい福祉サービス事業所が同じく休業とか縮小した際、その事業者の職員が居宅において障がいのある方の健康管理とか相談に応じた際の部分について、報酬算定ができるというものです。こちらについても、新型コロナウイルス感染症予防という観点で、既に継続的に実施している事業になっております。

事務局からは以上になります。

会長:ご意見、ご質問あればお願いします。

株式会社オリエンタルランド、お願いします。

株式会社オリエンタルランド:資料の運営状況について、5月15日現在は記載してありますが、例えば昨日現

在とか、最新のデータは、数字がどんな感じになっているのか、分かれば教えていただきたいんですが。 会長:どうぞ。

事務局: すみません、数字、今、手持ちないので、ご報告できないのですが、事務局の認識だと、コロナ禍以前のこういう事象が発生する前の状況に戻っているということでございます。

会長:よろしいですか。

そのほかございますか。

どうぞ。

社会福祉法人敬心福祉会:ここの報告とは直接は関わらないですが、コロナ対策という意味合いでお聞きしたいというか、検討してほしいことがありまして、どこかの事業所のご利用者がコロナに感染したという場合は、基本的な方針として、その事業所が閉鎖というか停止、ということが、恐らく2週間ぐらいは起こると思うのです。

例えば、私どもの施設でいうと、利用者さんが100名ほどいらっしゃって、職員であれ利用者であれ、1名の方の感染が出ることによって100名の方がご利用できなくなる。恐らく、今の状況ですと、分からないですが、その方々はうちの施設を利用できなくなるだけではなくて、ほかの施設も利用できなくなってしまうのかなということ、これが明日にでも起こるかもしれないということを考えると、どこかで感染者の方が出たというときに、基本的な方針としてその事業所は停止する、閉鎖するというところまでは決まっていても、利用者さんがその後どうするかということについて、ある程度の指針とかガイドラインがないと、明日から困ってしまうということが起こるのかなと思うので、その辺りのお考えとかガイドラインとか、考えていることがあれば、お聞きしたいと思います。

事務局:福祉サービス事業所さんに関するガイドラインということで、先日、障がい福祉課と障がい事業課連名で、市内の障がい福祉サービス事業所さんにお送りしていることにはなっております。各施設内でコロナに感染した利用者さんが出たということであれば、もちろん保健所からの指示には基本的には従うんですが、きらりあの利用は、その状況にもよりますが、利用はもちろんできませんし、複数の事業所を利用していらっしゃる場合についても、全て利用はできないということです。

あと、その時間、その日に使っていた周囲の利用者さんについても、場合によっては2週間の健康管理とか、そういう指示が保健所から出る場合がある。それは、保健所からの指示に基づいて各事業者さん、もちろん市も調整は図るんですが、そういう対応をしていただく取扱いになるのかと思います。

社会福祉法人敬心福祉会:いただいたガイドラインで、基本的なところはそうなのかなと思いつつ、もちろん 施設の中で、できるだけ濃厚接触者がグルーピングをして少ないようにということはしつつ、1つは、それでも2週間、あとは、もちろん誰の責任というわけでもないでしょうが、ご家庭の責任で後は2週間お願いしますとやっちゃえるのかどうかは、心配なところと…すみません、今、ぱっと出てこないので、1つは、2週間ご家庭の責任で、すみませんけれどもお願いしますという形にできちゃうのかな。 例えば、入所施設であれば、当然それはできないわけで、入所施設の中でこういうふうにこう区切って やるみたいなのはあるんですけれども、できればもちろんそうやってご家庭で協力してもらってやるし

かないかなと思うんですが、そうできないことが出てくる可能性があるのかなと、考えておく必要があるのかなと思いました。

会長:本当に難しい問題で、他市の状況をお聞きしますと、複数事業所に通所はやめてほしいということで、 1か所通所に、それぞれ複数行っているところと話し合って、どっちかにというのは、されているとは 聞きました。感染者が出たときに、その影響を少なくする意味で。今後もちょっとどうなるのか分から ないですが、基本的にはそういった方向をとっておいたほうが、次善の策としてはいいかもしれないの かなとは思います。どうしても複数行かなきゃいけない人以外は、1か所にしたほうがいいのかなとい う気もします。

そのほかございますか。

私、気になったのが、様々給付金等の取組、すばらしいなと思いつつも、休業を余儀なくされた理由が、感染者が出て、余儀なくされたところには、当然救いの手をとは思うんですが、単に怖いからちょっと休業しますというところに補助金を出し、怖いながらもリスクを背負ってでも頑張っていた事業所も一方でいるわけですから、ここに何の手当もないというのは、ちょっとどうなのかなと聞きながら思ってしまったんですね。

なので、市民の税金ということもあるでしょうから、誤ったメッセージを出さないような使い方というんですか、使い道をぜひお考えいただければなと思いました。

どうぞ。

事務局:会長のおっしゃるように、本当に一生懸命この中でも工夫しながら頑張った事業者というのは、私どもも理解していまして、なので、緊急事態宣言前、後というのも、また対応が違っているのかなとも思っております。特に、例えば、2ページ目の②事業所等の受入れ体制補助金の創設ということで、こちらについては、頑張った事業者さんが、かかりました人件費、特に人の部分でかなり大変だったりするかなと思いますので、そういう部分の補助金については、こちらでサポートしますという取扱いでやっていこうかなとは思っております。

会長:結構国も大盤振る舞いで、介護事業に関しては幅広く認めるような方向ですよね。ぜひそちら、市の事業と併せてお使いいただければと思います。

あと、差し支えなければですが、休止をしていた事業所、廃止を余儀なくされた事業所というのは、 どういったところなのかというのが気になってはいるのですが、個別の名称を出さなくても、推測され るということであれば、後でもいいので教えていただければと思います。

事務局:会長のご質問ですが、具体的な事業所名は言えませんが、先ほど会長がおっしゃったように、コロナの感染症、施設内での感染症拡大というのが、かなり不安に思われているということで、具体的には、営業時間の縮小とか、そういうものは見られました。それが進展すると休業というような形ですかね。コロナの感染症が懸念されるという。

会長:ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

時間もかなり押していますので、すみません、私ばかり発言をしてしまって申し訳なかったんですが、 議題については以上とさせていただきたいと思います。

最後に、事務局からご連絡お願いします。

事務局:皆さん、お疲れさまでした。

次回の自立支援協議会については、障がい者福祉計画策定委員会と同じ8月27日の木曜日、計画策定 委員会終了後のおおむね3時ぐらいからを予定しております。開催場所は、市役所4階の会議室を予定 しております。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。

会長: それでは、これをもちまして、第1回自立支援協議会を終了したいと思います。

本日は、お忙しい中参加いただきありがとうございました。

## 浦安市自立支援協議会(令和2年度第1回)次第

令和2年7月2日(木)

15:00~16:30 文化会館大会議室

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 令和2年度自立支援協議会のスケジュールについて
  - (2) 部会活動報告について
  - (3) 東野地区複合福祉施設について
  - (4) 新型コロナウイルス感染症対策について
- 3 閉会

### 令和2年度自立支援協議会スケジュール

名称		日程	曜日	時間	会場
自立支援協議会·計画策定委員会	第1回	7月2日	木	午後1時30分~3時(計画) 午後3時~4時30分(協議会)	文化会館大会議室
こども部会	第1回	7月6日	月	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
権利擁護部会	第1回	7月10日	金	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
相談支援部会	第1回	7月14日	火	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
自立支援協議会·計画策定委員会	第2回	8月27日	木	午後1時30分~3時(計画) 午後3時~4時30分(協議会)	市役所4階会議室S2~3
地域生活支援部会	第1回	9月3日	木	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
合同部会				午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2·3·4
自立支援協議会·計画策定委員会	第3回	10月8日	木	午後1時30分~3時(計画) 午後3時~4時30分(協議会)	市役所4階会議室S2~3
権利擁護部会	第2回	10月16日	金	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
地域生活支援部会	第2回	10月29日	木	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
本人部会	第1回	11月2日	月	午後2時00分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
こども部会	第2回	11月6日	金	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
相談支援部会	第2回	11月12日	木	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
自立支援協議会·計画策定委員会	第4回	11月26日	木	午後1時30分~3時(計画) 午後3時~4時30分(協議会)	市役所4階会議室S2~3
自立支援協議会·計画策定委員会	第5回	1月14日	木	午後1時30分~3時(計画) 午後3時~4時30分(協議会)	東野パティオ地域福祉センター 1階 会議室3・4
権利擁護部会	第3回	1月22日	金	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
本人部会	第2回	1月25日	月	午後2時00分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
こども部会	第3回	1月26日	火	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
相談支援部会	第3回	2月2日	火	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
地域生活支援部会	第3回	2月12日	金	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2~3
合同部会	第1回	2月18日	木	午後1時30分~3時30分	市役所4階会議室S2·3·4
自立支援協議会·計画策定委員会	第6回	2月25日	木	午後1時30分~3時(計画) 午後3時~4時30分(協議会)	市役所4階会議室S2~3

- ·第4回権利擁護部会
- ・第4回こども部会
- ·第4回相談支援部会
- ·第4回地域生活支援部会
- ·第3回本人部会

部会名	令和元年度 第4回権利擁護部会	*作業部会(無)
日時	令和2年 1月 30日 (木)	

- TH	· III - 3-3	
	議題	第4回自立支援協議会の協議内容の報告
	協議	協議会の議事について事務局より報告。権利擁護部会からは福祉体験教室の減少
<b>(1</b> )	励   議   内   容	について本会にて審議事項とし、こども部会で議論いただくこととなった旨説明。
1	ניו 🛱	質疑は特になし。
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )
	議 題	第3回権利擁護部会の振り返り
	協議	前回議題(権利擁護センター上半期実績報告、福祉体験教室の報告、作業部会「若
	内容	年世代に向けた障がいがある方への理解促進のための啓発活動」)について振り返
2		った。
		質疑は特になし。
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )
	議題	第5回障がいのある人もない人も!かがやくまちうらやす 実績報告
		令和元年11月2日(土)に開催したイベントの実施結果と障がい者週間中の取り組
	協議	みについて報告。
3	内容	特に質疑なし。
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )
	議題	成年後見制度とうらやす成年後見支援センターの取り組みについて
	協議	成年後見支援センターより、制度概要と取り組みについて紹介。その後、障がい
	内容	のある方が成年後見制度を利用する際に課題となることや、後見人とのかかわり
		方、将来利用を検討するうえで不安に感じていることなど、委員それぞれの立場
<b>4</b> )		から意見交換を行った。
4		(主な委員意見)
		<ul><li>「いったん始まるとやめられない」というのは欠陥ではないか</li></ul>
		・成年後見制度を利用されている方は本人の意思決定を支援する機能が働く
		・これまで財産管理の面ばかり強調されていて、利用のメリットがわからない
		・各事業所が一次窓口になり後見センターにつなぐことができればよりよい

	協議	☑審議終了  □継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )
	議題	その他
	協議	① 傍聴について、作業部会で架空事例の場合でも一律に非公開の扱いは妥当か
	内容	② 今年度から各部会は全文議事録ではなく議事要旨、議事報告の形式になって
		おり、各委員が確認する機会がない。リーダー・サブリーダーの確認を経て
		いるとはいえ、発言内容を確認できないことに納得感が得にくい。
		③ 国がキャッシュレスを推進しているが、障がい特性上キャッシュで払うしか
<b>⑤</b>		方法がない人もいることに目が行き届く社会にしてほしい。
		④ 第3回権利擁護部会で福祉体験教室での車いす・白杖体験の減少について議
		論したが、こども部会で教育委員会に確認したところ、パラスポーツ体験や
		高齢者体験など、20団体以上が小学校の福祉体験教室に参加していることが
		わかったことを報告。
	協議	□審議終了  □継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ(③④報告・①②審議) □その他( )

\*内容:誰(属性)からどのような意見があったかを記入してください。

\*結果:協議から得られた結論等について記入してください。

部会名	令和元年度 第4回こども部会	*作業部会(有)
日時	令和2年1月27日(月)	

-		
	議題	第4回自立支援協議会の協議内容の報告
		協議会の議事について事務局・リーダー・サブリーダーより報告。
		第3回権利擁護部会から挙げられた、福祉体験教室の申込数の減少について、
		事務局で教育委員会に実態調査を行い、その結果について意見交換をした。
	協議	以下、挙げられた意見。
1	内容	・福祉教育は、障がい分野だけでなく、高齢分野やパラスポーツなど、幅広
		く行われていることが調査からわかった。
		・(教育関係機関より)学校に対し、このような部会から、福祉教育充実のた
		めの提案を行ってほしい。
	協議	□審議終了  □継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ (報告・ <del>審議</del> ) □その他 ( )
	議題	第3回こども部会の振り返りと今後の事例検証の展開について
	協議	事例検証について振り返りをした。
2	内容	
	協議	□審議終了 ☑継続審議(事例検証の展開の詳細について)
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )
	議 題	事例検証(架空事例)
		架空事例:「障害福祉サービスを使っていない自閉症スペクトラムの小学校1
	協議	年生の児童と困り感を抱えた母親への支援について」 2 グループに分かれ、
3	内容	関係図を描きながらそれぞれの所属の立場で支援について協議した。
	רו דו	架空事例とはいえ、実際の支援にもとづいた情報交換もでき、今後必要と考
		えられる支援体制への意見や各機関の事業内容についての質問もあった。
	協議	□審議終了   ☑継続審議(別の事例で検証を重ねていく)
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )
	議題	令和元年度こども部会の振り返りと令和2年度こども部会に向けて
	協議	ワークシートを用い、以下の内容について意見を収集した。「こども部会で協
4	内 容	議した内容から得られたこと」や「実際の支援につながったこと」、「部会中
		や現場で気がついた課題と解決策」、「来年度のこども部会で協議したい内容
		について」。内容は事務局でまとめて、次回以降のこども部会に活かしていく。

	協議	□審議終了
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 <del>·審議</del> ) □その他( )
5	議題	そのほか
	1-444	
	協議	・(委員より)協議会および部会の公開について、傍聴の可否を含めて周知さ
	内容	れるタイミングは? → (事務局より) 会議の公開については、議事に合わ
		せて決定している。年間の部会のスケジュールは大まかに決まっているが、
		詳細な内容はその都度変わるので、事務局へ公開・非公開の確認をしてほし
		l'.
	協議	☑審議終了  □継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )

部会名	令和元年度 第4回 相談支援部会	*作業部会(有 <del>·無</del> )
日時	令和2年2月6日(木)	

	議題	第4回自立支援協議会の協議内容と報告
		第4回自立支援協議会の内容報告を行った。協議会からは、相談支援部会は地
	協議	域の課題の抽出が期待されているので、ケースワーク、事例検証をしていく上で、
1	内容	足りない社会資源等の地域課題の見える化にも取り組んでもらいたいという意見
		があったことが報告された。
	協議	☑審議終了  □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )
	議題	第3回相談支援部会・作業部会の振り返り
		事例集案を基に振り返り行い、次年度事例集の完成に向け、議論する内容を
	協議	整理した。
2	内容	事例検証に、児童の相談に対する初期対応を追加して行うこととなった。
		地域課題については、次年度の早々に議論することが確認された。
	協議	□審議終了  ☑継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )
	議題	事例検証
		事例の1つ目は、50代の精神障がいのある女性の家族からの相談に対する初期対
		応について。家族は父80代、母70代、妹40代で、この女性は現在4度目の入院
		中だが、退院の希望があり、家族から退院後の生活・家族との関係をふまえてど
	協議	うしたらいいかという相談があった。
3	内容	事例の2つ目は、18歳の知的障がいがある娘の父親から、高校卒業後の生活につ
		いての相談。娘は重度の知的障がいと自閉症があり、現在、父親、弟と3人暮ら
		しで、母親は死別している。父親は父子家庭なので、18歳の娘に対しどういうサ
		ポートがいいか、今後の余暇についてどうしたらいいか悩んでいるという相談。
	協議	□審議終了 ☑継続審議 (別事例を検証)
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )

<sup>\*</sup>内容:誰(属性)からどのような意見があったかを記入してください。

<sup>\*</sup>結果:協議から得られた結論等について記入してください。

部会名	令和元年度 第4回地域生活支援部会	*作業部会(無)
日時	令和2年2月13日(木)	

	議題	第4回自立支援協議会の協議内容の報告
		協議会の議事について事務局より報告。
	協議	<b>)                                    </b>
1	内容	
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )
	議題	第3回地域生活支援部会の振り返り
	協議	前回議題についての振り返りを実施。
	内容	質疑は特になし。
2		
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )
	議題	令和元年度地域生活支援部会の議論経過と令和2年度の議論の方向性につい
		て
		(主な委員意見)
		・相談支援機能の強化が必要ではないか(利用者の特性を見極めた支援にな
	協議	っているか、地域資源の把握は適正になされているか)
3	内容	・同行援護の提供事業所やヘルパーが不足している
		・地域生活支援拠点についてもっと集中的に協議すべき(相談部門の委員も
		必要ではないか、ワーキングループを作ってもよいのではないか)
		・地域生活支援部会の議論範囲が多岐にわたりすぎている
	協議	
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )
	議題	就労支援に関する福祉サービスマップ作成の進捗について
	協議	22事業所から調査票回答があり、3月中に冊子を完成する予定。冊子の名
4	内容	称候補の中から委員で「浦安はたらく場福祉マップ」を選出。
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )
<b>⑤</b>	議題	「(仮称) 東野地区複合福祉施設」の整備状況について

	協譲	事務局から浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージや開所スケジュール		
	内容	について説明。		
		主な意見:		
		・青少年発達サポートセンターの対象年齢を超えた当事者は相談対象になる		
		か←発達障がいに特化した地域活動支援センターⅠ型で受けられる。		
		<ul><li>・グループホーム入居者の選定はだれが行うか←市職員、施設運営法人、グ</li></ul>		
		ループホーム支援ワーカーで行う		
		<ul><li>・グループホーム・短期入所の部屋はどのようなものか←各ユニットの角部</li></ul>		
		屋が特別室になっており、トイレも部屋内にある。利用者の障がい種別は限		
		定しない。		
	協譲	□審議終了  ☑継続審議		
	結 果	<b>:</b> ☑自立支援協議会へ(報告 <del>・審議</del> ) □その他( )		
	議題	ことの他		
6	協譲	2月21日に開催する発達障がい講演会の周知		
	内容			
	協譲	☑審議終了 □継続審議		
	結 集	: □自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )		

\*内容:誰(属性)からどのような意見があったかを記入してください。

\*結果:協議から得られた結論等について記入してください。

部会名	令和元年度 第3回 本人部会	*作業部会( <del>有・</del> 無)
日 時	令和2年1月21日(火)	

	口书织	,
	議題	自立支援協議会と他部会の報告
	協議	第4回自立支援協議会、第3回各部会の内容報告を行った。
1	内容	
	協議	☑審議終了  □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )
	議題	第2回本人部会の振り返り
		第2回本人部会で意見を伺った「障がい福祉に関するアンケート調査」につ
		いて、12 月に送ったアンケート調査票を実際に回答した際の意見や感想を伺
		った。
	協議	(主な意見)
2	内容	・特に困ることなく、2時間くらいで回答できた ・アンケートに年齢や手帳の
		有無を書くが、自分だとわかってしまうと感じる人もいるのでは ・全員が
		アンケートの内容を理解するのは難しいと感じた ・介護保険のアンケート
		もあり、2つ書くのが大変だった
	協議	☑審議終了  □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )
	議題	2019年の困ったこと・嬉しかったことについて
		地域課題や、各委員の日ごろの悩みを共有・解決していくため、委員の 2019 年
		の困ったこと・嬉しかったことを伺った。
		(主な意見)
		【嬉しかったこと】・体調が悪かったが、ボランティアに参加し、やり遂げること
		ができた ・仕事でレベルアップができた ・長時間座っていられるようになり、
3	協議	ドライブができた
	内容	【困ったこと】・車椅子なので、雨の中で外出することをあきらめた ・字を書い
		たり話すことが苦手で、人とのコミュニケーションがとりづらかった ・他の人
		の気持ちが読みとれずに困った
		【その他】・色々なサービスや支援があることを一般の方にもっと周知した方がよ
		い・雨だと、交通機関の運転手の中には車椅子というだけで露骨に嫌な顔をす
		る人もいる

	協議	☑審議終了 □継続審議 (別事例を検証)			
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )			
	議 題	災害時の備えについて			
		2019年9月と10月の台風が発生した時を振り返りながら、災害時の備えについ			
	1 <b>5</b> =¥	て情報交換や、話し合いをおこなった。			
	協議	(主な意見)			
4	内容	・家族と一緒にいたが、家族に頼れなくなった時は心配 ・特に対策はしていな			
		かった ・停電でエレベーターや下水道が使えなくなった時が心配			
	協議	☑審議終了 □継続審議 (別事例を検証)			
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )			
	議 題	その他			
	第2回合同部会開催のお知らせをした。				
(E)	協議	(主な意見)			
<b>5</b>	内容	無し			
	協議	☑審議終了 □継続審議 (別事例を検証)			
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他( )			

<sup>\*</sup>内容:誰(属性)からどのような意見があったかを記入してください。

<sup>\*</sup>結果:協議から得られた結論等について記入してください。

#### 東野地区複合福祉施設について

#### 1. 施設名 「東野地区複合福祉施設」

#### (1) 施設概要

市の福祉施策の要となる福祉ゾーンである東野地区において、その中核を担う施設。障がいのある方が利用する事業所や子育て短期支援事業所、障がい者団体や地域住民団体が利用できる地域福祉センターなど、複数の福祉的機能を集約した複合福祉施設。

#### (2) 施設の愛称

① 愛称名

「東野パティオ」

#### ② 愛称の意味

「パティオ」はスペイン語で「中庭」という意味で、「障がいのある人もない人も、地域の人たちが気軽に集うことのできる場所になるように」という願いが込められている。

#### ③ 愛称決定までの経緯

- ・令和元年度 11 月 28 日 第4回自立支援協議会において、愛称の募集方法などを決定
- ・令和元年12月27日~令和2年1月31日広報うらやす、市ホームページ、募集ちらし、障がい福祉に関するアンケートで愛称を募集。全498作品が集まる。
- ・令和2年2月3日~2月21日全498作品の中から13の愛称候補を選出。
- ・令和2年3月5日~3月13日 自立支援協議会委員から、愛称候補に関する意見聴取。
- ・令和2年3月18日愛称が「東野パティオ」に決定。

## (3) 施設に導入する主な機能と運営開始日

## 【通所棟】

施設名	主な機能	運営開始日
ソーシャルサポートセンター	地域活動支援センター	令和2年5月1日
	(精神)	から運営を開始
ふる里学舎浦安デイセンター	生活介護	令和2年6月1日
	就労継続支援B型	から運営を開始
発達障がい者等地域活動支援	地域活動支援センター	令和2年6月1日
センター (Mitte)	(発達障がい者)	から運営を開始
地域福祉センター	地域福祉活動を目的とす	令和2年8月1日
	る研修や会議の場	
身体障がい者福祉センター	地域活動支援センター	令和2年8月3日
	(身体)	

### 【居住棟】

施設名	主な機能	運営開始日
グループホーム	グループホーム	令和2年10月1日
	お試しグループホーム	
短期入所	短期入所	令和2年10月1日
	お助けショートステイ	
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	令和2年10月1日
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	令和2年10月1日

### 【市独自事業】

施設名	主な機能	運営開始日	
障害者緊急時支援事業	障害者緊急時支援事業	令和2年10月1日	

#### 東野地区複合福祉施設(東野パティオ)各事業の事業開始等に係るスケジュール 2019年 2020年 2021年 2月 7月 6月 12月 1月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 3月 4月 5月 8月 9月 10月 11月 全体スケジュール ふる里学舎浦安デ |新規||イセンター(生活介 内定 6/1事業開始 6/1~8/31 利用者募身 面接 ふる里学舎浦安デ | 対規 | イセンター(就労継 6/1~8/31 利用者募 面接 6/1事業開始 内定 続支援B型) (定員10名) 発達障がい者等地域 6/1事業開始 利用申請受付開始 (定員20名/日以上) | |<sub>移転</sub>||ソーシャルサポート |センター 移転 5/1事業開始 身体障がい者福祉 8/3事業開始 移転 センター 移転 地域福祉センター 移転 8/1事業開始 体験 内定 グループホーム 入居 内々定 新規 (定員17名+お試しGH1 面接 入居者 調整会議 名) 6/1~8/31 利用者募集 10/1事業開始 体験入居→本入居 短期入所 居 住 棟 ショートステイ1名) 10/1事業開始 利用希望受付開始 \_\_\_ 放課後等デイサービ 7/1~9/30 利用者募集 10/1事業開始 ス(定員10名) 子育て短期支援事 業 10/1事業開始 <sup>事市 対象</sup> 障がい者緊急時支 <sup>業</sup>自 <sup>大</sup> 援事業 10/1事業開始 利用登録受付開始

### ■東野地区複合福祉施設(東野パティオ)における各福祉サービスのご利用について

		サービス種別	利用申込窓口	連	絡	<del></del> 先	申込時期	備	考
	新規	ふる里学舎浦安デイセン ター(生活介護)	・ ふる里学舎浦安デイセンター	浦安市東野1-9-3 (東野パティオ) TEL 047(354)7030	通所棟2階				
	新規	ふる里学舎浦安デイセン ター(就労継続支援B型)		FAX 047(354)7030 Mail fg.urayasu@		jp			
	新規	発達障がい者等地域活動 支援センター(Mitte)	特定非営利活動法人千楽chiraku	浦安市東野1-9- (東野パティオ) TEL 047(390)7700	通所棟3階	区複合福祉施設 ;		専用ホームペーフォームあり https://www.chi ice/chikatsu-ce	raku.com/serv
通所棟	移転	ソーシャルサポートセンター		浦安市東野1-9- (東野パティオ) TEL 047(353)2130 FAX 047(353)2130 Mail social@sunw	通所棟4階				
	移転	身体障がい者福祉センター	社会福祉法人 パーソナル・アシスタンスとも	Mail tomo-day2@t	}	)			
	移転	地域福祉センター	浦安市役所 社会福祉課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 FAX 047(355)1294 Mail shakaifukus					
	新規	共同生活援助 (グループホーム)	浦安市役所 障がい福祉課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 FAX 047(355)1294 Mail syougaifuku		5207、15209 urayasu. lg. jp	2019/6/1~2019/8/3	〔注〕工事の対り開設が遅れる ります	
	新規	短期入所	社会福祉法人 佑啓会				2020/10/1~	連絡先につきる報、HPでおりす。	
居住棟	新規	放課後等デイサービス	ふる里学舎浦安デイセンター	浦安市東野1-9-3 (東野パティオ) TEL 047(354)7030 FAX 047(354)7031 Mail fg. urayasu@	通所棟2階	Ť	2020/7/1~2020/9/30		
	新規	子育て短期支援事業	浦安市役所 こども課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 FAX 047(304)1505 Mail kodomo@city			2020/10/1~		
事業自	拡充	障がい者緊急時支援事業	浦安市役所 障がい事業課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 FAX 047(355)1294 Mail shougaijigy		5305、15306 urayasu.lg.jp			

令和2年7月2日(木) 自立支援協議会資料 (議題4)

#### 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 市内各事業所の運営状況について
  - 令和2年4月10日現在継続147 縮小17 休止14 / 178事業所中
  - 令和2年5月15日現在継続139 縮小28 休止10 廃止1 / 178事業所中

#### (2) 運営事業者側からの要望等について

- ・前年度と比較して、減額分を補填して欲しい。
- ・マスク・アルコール消毒の供給をして欲しい。
- ・新型コロナによる影響から昨年ベースを考慮した運営費の補助をして欲しい。
- ・緊急事態宣言解除後の在宅支援の扱いについて教えて欲しい。解除後は2か月 間は措置があるなど。
- ・0~2歳の気になるこども(受給者証未取得)を抱える保護者の支援を強化している。市からもバックアップして欲しい。
- ・新規受け入れを積極的に行いたいと考えている。
- ・人件費や家賃等の助成金が欲しい。

#### (3) 障がい者福祉関連の市の取り組み

① 障がい者就労支援対策臨時給付金の創設 <市単独>

内容	就労継続支援B型及び就労移行支援、生活介護事業所の利用者に対し、工賃の一部を補助する。
対象者	就労継続支援B型及び就労移行支援、生活介護事業所を利用する
八多石	利用者
事業費	950 万円 (4月~6月分)

#### ② 日中一時支援事業所等受入れ体制補助金の創設 <国制度の活用>

	日中一時支援及び地域活動支援センターを運営する事業者に対
内容	し、人件費及び報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料
	及び賃借料、備品の購入に係る費用を補助する。
+1. <i>E</i> + +/-	市内日中一時支援事業所及び地域活動支援センターを運営する
対象者	事業者
事業費	260 万円

#### ③ 在宅障がい者等に対する安否確認等支援事業補助金の創設 〈国制度の活用〉

内容	相談支援専門員による個別訪問等を行った際の費用を補助する。
対象者	相談支援事業所
事業費	150 万円

#### ④ 日中一時支援事業所休業等に係る運営支援補助金の創設 〈市単独〉

内容	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために事業を休業、縮小した日中一時支援事業所に対し、運営費の一部を補助する。
対象者	市内の日中一時支援事業所を運営する事業者
事業費	5,000 万円 (4月~6月分)

#### ⑤ 通所系サービス事業所休業等による報酬の臨時的取扱い <国制度の活用>

内容	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために事業を休業、縮小した事業所が、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等を行った場合、施設で行ったものとみなし報酬の対象とする。
	つた場合、他設で行つたものとみなし報酬の対象とする。
対象者	放課後等デイサービス、就労支援サービス等を運営する事業者
事業費	既存予算で対応 (3月から実施)

※浦安市新型コロナウイルス感染症に係る対策について(令和2年4月21日/新型コロナウイルス感染症対策本部資料)